

ID: 232

担当部署: 教育委員会事務局 自然教育センター

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市自然教育センターの設置、管理及び使用条例 第5条第1項及び第3項		
例規番号	昭和60年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用者)</p> <p>第4条 自然教育センターを利用することができる者は、市内の小中学校に在学する児童・生徒で、真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当と認める指導者又は責任者のあるものとする。ただし、教育委員会が認めた者については、この限りでない。 (使用の許可)</p> <p>第5条 自然教育センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、自然教育センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 利用者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日